

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

基本的事項

1 団体の概要

団体名	青森市	国調人口(H22.10.1現在)	299,429
構成団体名		職員数(H23.4.1現在)	1,479人
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上 早期健全化基準以上(年度)		
	計画期間:		

注1 団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計に属する全職員(地方公務員法第3条3項の特別職を除く。)について、平成23年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である(又は予定である)場合、該当するものをチェックするとともに、該当する決算年度を()内に記入すること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.562(H21年度)	経常収支比率 (%)	89.9(H21年度)
財政力指数(臨財債振替前)	(年度)	将来負担比率	160.8(H21年度)
実質公債費比率 (%)	13.8(H22年度)		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査における年度)を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<p>新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 該当なし</p>
<p>(旧青森市・旧浪岡町による合併 合併期日:平成17年4月1日) 一般職員人員の削減 H17~H27で延べ209人減 合併によるスケールメリットを活かした効率化による削減、H17~H27で延べ1,650百万円</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 にしを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施(予定)の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画(普通会計)
計 画 期 間	平成23年度~平成27年度
既 存 計 画 と の 関 係	青森市財政プラン2011(平成23年度~平成27年度)の年次修正版
公 表 の 方 法 等	青森市ホームページにおいて公表。
基 本 方 針	「青森市新総合計画-元気都市あおもり 市民ビジョン-」(平成23年2月策定)の着実な推進のため、「青森市財政プラン2011」において、単年度収支の均衡・財源調整のための基金の一定額確保・将来負担に配慮した市債発行と公債費償還の適正化を行うことにより、健全な財政運営を行うこととしている。

5 基本的事項(つづき)
線上一償還希望額等

(単位:千円)

区 分		旧運用部 : 年利5%以上 6%未満	旧運用部 : 年利6%以上 6.3%未満	旧運用部 : 年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保 : 年利5%以上 6%未満	旧簡保 : 年利6%以上 6.5%未満	旧簡保 : 年利6.3%以上 6.5%未満	
		旧公庫 : 年利5%以上 5.5%未満	旧公庫 : 年利5.5%以上 6%未満	旧公庫 : 年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	線上一償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	線上一償還希望額		151,385.3		151,385.3
旧公営企業金融公庫資金	線上一償還希望額		(7,728.9)		(7,728.9)

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「線上一償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された線上一償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債					
	小 計 (A)				
出 一 般 債 等 計					
	小 計 (B)				
合 計 (A)+(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債	義務教育施設整備事業債		108,873.5		108,873.5
	公営住宅建設事業		42,511.8		42,511.8
	小 計 (A)		151,385.3		151,385.3
出 一 般 債 等 計					
	小 計 (B)				
合 計 (A)+(B)			151,385.3		151,385.3

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債					
	小 計 (A)				
出 一 般 債 等 計	一般会計出資債(下水道事業)		(7,728.9)		(7,728.9)
	小 計 (B)		(7,728.9)		(7,728.9)
合 計 (A)+(B)			(7,728.9)		(7,728.9)

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

財政状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	平成19年度の三位一体改革による税源移譲により、一時的に市税収入が増加したものの、リーマンショック以降の長引く景気低迷のため、有効求人倍率は0.30（平成21年度）と依然として低い状況にあり、今後においても市税収入の大幅な回復は見込み得ない状況にある。また、地方交付税においては、平成19年度の中核市移行に伴い増加傾向にあるものの、収益事業（競輪）の売上減により、財源の確保については依然として厳しい状況にある。このような中、恒常的な除排雪経費（平成22年度：約21億円（見込））や増加する扶助費（平成17～21年度：平均4.5%の伸び）に加え、県都として拠点的な役割を担うための都市基盤整備や市民需要を取り込んだ事業を実施していかなければならないことなど、多額の行財政需要を抱えている。
財 政 運 営 課 題	課 題 人件費の削減 中核市平均での人口1000人当たりの職員数平均3.5人に対し、本市は4.1人となっている。業務の効率化を進めているものの、依然として高い状態にあることから、業務の外部化を促進することなどにより更なる人件費削減に取り組む必要がある。
	課 題 管理経費の適正化 管理経費については、ゼロシーリングを行うとともに、新規事業においては、原則としてスクラップアンドビルドの検討を加えることとしている。また、指定管理者制度やPFIをこれまで以上に活用することにより、適正な行政コストによる運営に取り組んでいく必要がある。
	課 題 自主財源の確保 本市の自主財源比率は低下傾向（H20:40.7%、H21:39.4%、H22（見込）:38.9%）にあり、その確保策を講じることが急務となっている。そのため、未利用財産の活用を積極的に進めるとともに、市税徴収率の向上や税外債権徴収の強化などを行っていく必要がある。
	課 題
	課 題
留 意 事 項	平成22年度から事業所税を新たに賦課することとなったが、結果的に地方交付税がほぼ同額の減となることから、既存の市民サービスを新たな市民負担において実施することが求められる。また、これら新たな市民負担は、製造業等の産業基盤が脆弱な本市から一層の企業離れが懸念されることから、早急な産業・起業・雇用対策が必要とされている。しかしながら、これらの施策を実施するための新たな財源を捻出することが非常に困難な状況にある。

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の財政状況の見通し

(単位:百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
地方税	34,454	36,516	36,441	34,629	34,618	34,900	34,418	34,673	35,024	34,741
地方譲与税等	7,144	4,995	4,581	4,497	4,431	4,303	4,304	4,046	4,304	4,561
地方特別交付金	931	247	453	401	449	390	389	389	389	389
地方交付税	22,634	24,272	25,749	27,153	28,837	28,613	28,413	28,413	28,413	28,413
小計(一般財源計)	65,163	66,030	67,224	66,680	68,335	68,206	67,524	67,521	68,130	68,104
分担金・負担金	1,441	1,384	1,394	1,526	1,557	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626
使用料・手数料	1,837	1,891	1,851	1,744	1,764	1,808	1,807	1,807	1,807	1,807
国庫支出金	17,097	19,326	19,488	27,719	24,786	23,845	23,530	26,485	23,686	24,820
うち普通建設事業に係るもの	1,434	2,663	2,366	2,419	2,768	3,839	3,989	4,491	4,015	4,208
都道府県支出金	4,284	4,067	4,037	5,819	5,929	5,902	5,866	6,605	5,905	6,188
うち普通建設事業に係るもの	121	253	254	1,388	1,184	1,407	1,408	1,585	1,417	1,485
財産収入	471	285	448	716	473	203	203	203	203	203
寄附金	11	23	10	5	6	1	1	1	1	1
繰入金	57	1,012	1,505	167	611	1,945	2,346	2,659	1,106	15
繰越金	1,148	1,291	1,239	1,715	1,756	1,388	33	46	41	23
諸収入	3,855	3,869	5,021	4,555	5,419	3,629	3,470	3,470	3,470	3,470
うち特別会計からの貸付金返済額	181	72			1					
うち公社・三妙からの貸付金返済額					943					
地方債	15,834	14,071	11,446	17,782	12,788	10,371	10,959	15,019	9,424	8,629
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計	111,198	113,249	113,663	128,428	123,424	118,924	117,365	125,442	115,399	114,886
人件費 a	15,284	15,958	15,223	14,856	13,846	14,486	12,992	12,919	12,479	11,485
うち職員給	10,648	10,223	9,400	8,663	8,821	8,205	5,793	5,640	5,466	5,257
物件費 b	11,708	12,421	12,130	12,508	13,012	13,861	13,861	13,861	13,861	13,861
維持補修費 c	1,430	2,272	2,055	2,209	2,624	2,870	2,476	2,476	2,476	2,476
a + b + c = d	28,422	30,651	29,408	29,573	29,482	31,217	29,329	29,256	28,816	27,822
扶助費	25,514	28,561	29,198	30,242	34,639	36,892	35,971	37,009	38,128	39,268
補助費等	11,505	8,690	9,231	14,143	9,832	11,043	12,371	12,421	12,257	11,916
うち公営企業(法適)に対するもの	1,217	1,172	1,967	1,765	2,231	2,040	1,820	1,820	1,820	1,820
普通建設事業費	14,447	15,816	13,898	18,214	15,159	10,556	11,195	17,849	6,837	6,337
うち補助事業費	3,435	4,947	5,676	6,767	5,893	5,068	5,374	8,568	3,282	3,042
うち単独事業費	10,785	10,633	8,218	11,446	9,263	5,408	5,821	9,281	3,555	3,295
災害復旧事業費	127	82	160	5	0	1	1	1	1	1
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	15,407	15,080	15,461	15,830	15,901	16,412	17,068	17,520	17,915	17,459
うち元金償還分	11,910	11,694	12,199	12,642	12,845	13,237	16,580	14,879	14,952	14,548
積立金	4,694	2,900	1,595	1,847	1,356	964	59	59	59	659
貸付金	1,478	1,294	2,751	5,583	3,150	1,562	1,437	1,437	1,437	1,437
うち特別会計への貸付金	275			150	414					
うち公社、三妙への貸付金				3,767	943					
繰出金	8,309	8,934	9,220	10,033	10,158	10,176	9,833	9,789	9,848	9,886
うち公営企業(法非適)に対するもの	2,154	2,132	1,172	1,765	2,167	2,050	2,108	2,064	2,123	2,161
その他	4	2	226	2	2	101	101	101	101	101
歳 出 合 計	109,907	112,010	111,148	125,472	119,679	118,924	117,365	125,442	115,399	114,886

【財政指標等】

(単位:百万円、人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
形式収支	1,291	1,239	2,515	2,956	3,745	0	0	0	0	0
実質収支	1,132	964	1,590	2,267	3,325	0	0	0	0	600
標準財政規模	60,544	62,673	65,392	66,318	68,116	64,484	64,002	64,257	64,608	64,325
財政力指数	0.599	0.591	0.583	0.562	0.540	0.562	0.555	0.552	0.556	0.554
実質赤字比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率 (%)	89.8	92.1	90.9	89.9	88.4	89.7	89.3	89.2	89.4	89.3
実質公債費比率 (%)	16.0	15.1	13.9	13.8	13.5	13.4	13.6	14.0	14.4	14.3
地方債現在高	170,280	172,655	173,613	178,753	178,696	175,830	170,209	170,349	164,821	158,902
積立金現在高	8,610	10,547	9,826	12,402	14,445	13,786	11,555	9,011	7,920	8,520
財政調整基金	2,345	2,354	1,858	2,665	4,082	3,870	3,870	3,870	3,870	4,470
減債基金	2,726	3,550	3,372	3,377	4,346	4,362	2,131	2,131	2,131	2,131
その他特定目的基金	3,539	4,643	4,596	6,360	6,017	5,554	5,554	3,010	1,919	1,919
職員数	1,723	1,621	1,533	1,458	1,451	1,479	1,470	1,449	1,437	1,410

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

行政改革に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 経常経費の見直し		
定員管理	1	平成18年度策定の定員管理計画において、平成18年度から平成22年度までの5年間で市全体で416名(普通会計では273名)の人員削減を目標としていたが、平成23年度において、1年遅れで目標値を上回る419名の人員削減が行われることになる。今後は新たな定員管理計画に基づき、平成22年度の3,098名を基準に、平成27年度までの5年間に於いて職員数を2,965名とし、133人の削減を目指すこととしている。(普通会計においては、1,528名から1,410名の118名の削減)
給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方	1	平成18年度から、国に準じ級別職務分類表に適合しない給への格付けの見直しを行っている。地域手当については、国の支給地域及び支給割合に準じているが、本市は支給地域に該当しないことから支給は行っていない。また、特殊勤務手当については、24手当について見直しを行うこととしてきたが、これまで9手当を廃止、2手当を支給対象範囲の縮小、1手当を支給形態の見直しを行ってきた。今後その支給形態・金額の見直しについては、廃止を含めて職員団体と協議を行っている。
技能労務職員の給与のあり方	1	技能労務職員等の給与等については、国・県及び類似団体の状況並びに民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図ることとしている。また、採用については、原則として退職者不補充とすることとし、当面は再任用職員の活用を図ることとしている。また、基本的な考え方・取組方針については、平成19年度から公表している。
退職時特昇等退職手当のあり方	1	退職手当については国に準じてきたところであり、退職時特昇についても国に準じて平成17年4月に廃止し、今後においてもこの取組を継続することとする。
福利厚生事業のあり方	1	平成18年度に職員互助会に対する市の負担金支給割合を削減(0.55% 0.3%、年間31百万円削減)し、福利厚生費の抑制に努めている。
物件費、維持補修費等の見直し	2	管理経費のコスト削減を図るため、平成20年度まで一律削減のシーリングを実施(H15: 10%、H16: 30%、H17: 10%、H18: 10%(補助金・負担金)、H20: 3% H19年度は管理費シーリングはなし)し、削減が図られたことから、近年はコスト抑制を図るため、ゼロシーリングを実施している(H21~H23)。新規事業については、原則としてスクラップアンドビルドを行うこととしており、事務事業のサービス水準や提供内容等についても、市民需要の把握を行いながら適正な行政サービスの提供を行うこととしている。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	2	指定管理者制度については、平成16年度より導入を開始し、現在158施設において実施されている(平成23年4月1日現在)が、新規施設など未導入施設についても、積極的に同制度の活用を図ることとしている。また、新たな小学校給食センターをBT0方式により整備するとともに、新清掃工場(平成27年度稼働予定)をDB0方式により整備・運営することとしている。
その他		

行政改革に関する施策（つづき）

項目	の課題番号	具体的内容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	3	平成21年度より青森市納付お知らせセンターを開設し、未納者に対する納付勧奨業務を行うとともに、平成22年度より、コンビニ収納を実施し、市民の納付機会の拡大に努めている。また、平成23年度からは税外債権の徴収を債権回収会社に委託することとしている。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	2	市出資法人や土地開発公社等の第三セクターについては、平成22年度に「青森市第三セクターに関する基本方針」を策定し、第三セクターの一層の効率的な運営や安定的な経営を目指す。また、今後のあり方については、廃止2法人、民営化2法人、存続7法人を基本方針としているが取組内容、進捗状況等について毎年度公表することとしている。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
行政改革や財政状況に関する情報公開		
給与及び定員管理の状況の公表	1	毎年10月に青森市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、広報あおもり、市HP等で公表するとともに、毎年3月にも地方公共団体における職員給与等の公表について市HPで公表している。
財政情報の開示	2	決算議会において財政分析資料を審議資料として配布するとともに、市HPや図書館においての閲覧を行っている。
行政評価の導入	2	行政評価については、予算編成時において全事務事業を対象に事前評価を実施するとともに、決算議会において事後評価を主要な施策の評価として取りまとめ、議会審議の参考資料として配布するとともに、その内容公開している。
6 その他	2	補助費のうち、平成19年度に税等の前納報奨金制度を全廃した。他の補助費についても整理合理化など抜本的な見直しを行うこととする。

注1 上記区分に応じ、「財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	事務事業の効率化や外部委託の推進などにより普通会計の職員数を1,410人以内とする。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	計画期間内において普通建設事業に充当する新たな市債発行額を抑制することで平成27年度末地方債現在高を158,902百万円とする。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	独立採算制の原則に基づき、これまで以上に経営基盤の強化に努めるとともに、新発債の抑制や内部事務経費の削減などにより、普通会計からの負担を見直すこととする。
4 その他	補助費のうち、平成19年度に税等の前納報奨金制度を全廃した。他の補助費についても整理合理化など抜本的な見直しを行うこととする。

注1 上記各項目は、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)		(延長計画第4年度)
		費比率 公債	当初計画の目標値		15.1	14.0	14.2	13.5	14.4						
			(実績値)	16.0	15.1	13.9	13.8	13.5							
		地方 高債 現	当初計画の目標値		174,233	176,062	176,406	178,697	171,321		13.6	14.0	14.4	14.3	
			(実績値)	170,280	172,655	173,613	178,753	178,697			170,209	170,349	164,821	158,902	
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	1	人件費（退職手当を除く）	13,483	13,319	12,674	12,253	12,278	11,543							
		改善効果額		164	809	1,230	1,205	1,940	5,348						
	4	補助金等の整理・合理化（前納報奨金）	35	0	0	0	0	0							
		改善効果額		35	35	35	35	35	175						
		改善効果額													
		改善効果額													
									当初計画改善効果額 合計	5,523					
									<参考> 当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	248					

延 長 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	1	人件費（退職手当を除く）					12,278	10,920		10,569	10,270	9,915	9,502	
		改善効果額						623		974	1,273	1,628	2,041	6,539
		改善効果額												0
		改善効果額												
		改善効果額												
										延長計画改善効果額 合計 A			6,539	
										延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B				
										A + B C			6,539	
										Cのうち公営企業会計加算分 D				
										(Dの内訳) 会計への加算額				
										会計への加算額				
										C - D			6,539	
										<参考> 補償金免除額（旧資金運用部資金）				

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。